

がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（案）

健発第 0401016 号

平成 20 年 4 月 1 日

最終改正

(健 発 第 号)
(平 成 29 年 月 日)

1 趣旨

平成 28 年 12 月、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）が改正され、新たに第 15 条において、国は、「緩和ケア（がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七条において同じ。）のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずる」こと、また、第 17 条において、国は、「がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することのために必要な施策を講ずる」ことが規定された。

このため、がんその他の特定の疾病（以下「がん等」という。）と診断された時から適切に緩和ケアが提供されるよう、本指針では、がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定める。本指針は、緩和ケア研修会の質を確保し、がん等の診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアについて正しく理解し、緩和ケアに関する知識や技術、態度を修得することを目的とする。

2 緩和ケア研修会

緩和ケア研修会は、「e-learning」と「集合研修」で構成され、双方の修了をもって、緩和ケア研修会の修了とする。

ここでいう「e-learning」とは、情報通信機器を利用して緩和ケアに関する知識をオンライン学習で修得することをいい、「集合研修」とは、e-learning 修了者が、e-learning を修了後 2 年以内に所定の場所に集合し、実地に活かせる知識や技術、態度を習得するために症例の検討等による演習と討論（以下「グループ演習」という。）やロールプレイングによる演習を含むワークショップのことをいう。

3 実施主体

- e-learning
厚生労働省
- 集合研修

- (1) 定期的開催を行う実施主体
 - ①がん診療連携拠点病院
 - ②特定領域がん診療連携拠点病院
- (2) 定期的開催が望ましい実施主体
 - ①都道府県
 - ②地域がん診療病院
 - ③民間団体

4 研修対象者

がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。また、これらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者も、参加することが望ましい。

特に3(1)及び3(2)②に該当する施設においては、自施設のがん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師(当該施設の病院長等の幹部を含む)が、緩和ケア研修会を受講すべきである。

また、3(1)及び3(2)②に該当する施設が連携する在宅療養支援診療所・病院及び緩和ケア病棟を有する病院の全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講することが望ましい。

5 緩和ケア研修会の開催指針

- (1) 緩和ケア研修を行う上で設置する者について

- ①e-learning については次に掲げる者を設置する。

- ア e-learning 管理責任者

- ア e-learning 管理責任者は、e-learning の運用、管理について責任を持つ者のことをいい、1名以上設置すること。

- ②集合研修については次に掲げる者を設置すること。

- ア 集合研修主催責任者

- ア 集合研修主催責任者とは、集合研修を主催する責任者のことをいい、1名以上設置すること。ただし、この集合研修企画責任者が兼務しても差し支えはない。

- イ 集合研修企画責任者

- イ 集合研修企画責任者とは、集合研修の企画、運営、進行及び講義等を行う責任者のことをいい、1名以上設置すること。

- イ 集合研修企画責任者は、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」、厚生労働省委託事業である「緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会」(以下「緩和ケア指導者研修会修了者」という。)、若しくは平成29年度以降の厚生労働省委託事業である「精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」のいずれかを修了した者(以下「精神腫瘍学指導者研

修会修了者」という。) であること。

または、国立がん研究センター主催の「精神腫瘍学の基本教育のための都道府県指導者研修会」、若しくは平成 28 年度までの厚生労働省の委託事業である「精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」のいずれかを修了した者（当該者も「精神腫瘍学指導者研修会修了者」に含む。）であって、集合研修企画責任者のための講習を修了した者であること。

集合研修企画責任者は、患者会をはじめとする患者やその家族の意向を十分に反映させ、地域のニーズを研修会の運用に役立てることとする。また、集合研修企画責任者は、集合研修の参加者が e-learning を実施した際の内容等を集合研修の企画における参考にすることが望ましい。ただし、規定するプログラムの変更を行ってはならない。

ウ 集合研修協力者

集合研修協力者とは、集合研修主催責任者又は集合研修企画責任者が集合研修に協力する能力を有するものと判断した者であって、集合研修企画責任者が行う企画、運営、進行及び講義等に協力する者のことをいい、(2) ② (ii) イの 1 グループ当たり 1 名以上設置すること。

なお、集合研修協力者が (2) ③ (i) クに関する講義等を行う場合には、精神腫瘍学指導者研修会修了者が、がん告知に関する経験が豊富な緩和ケア指導者研修会修了者と共に行うことが望ましい。

エ 集合研修事務担当者

集合研修事務担当者とは、緩和ケア研修会の事務を担当し、e-learning 修了者の把握や確認、集合研修の募集、e-learning システムへの出入力、国や都道府県との緩和ケア研修会に関する事務を行う。ただし、ウの集合研修協力者が兼務しても差し支えはない。

(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて

緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」（別添 1）に準拠したものとする。

① 緩和ケア研修会の開催期間等

e-learning は（別添 1）（1）に示される内容及び構成に準拠していれば必要時間は問わない。また、集合研修は、原則 5 時間 30 分以上を基本とし、2 日以内で行わなければならない。

② 緩和ケア研修会の形式・要件

(i) e-learning については、次に掲げる形式・要件を満たすこととする。

ア 受講者の能動的な学習姿勢を促すインタラクティブな講義であること。

イ 科目については、（別添 1）で示される、全ての受講者において修了が必要な必修科目と受講生の学習ニーズに応じて選択が可能な選択科目で構成されること。

- ウ 受講者の選択科目、プレテストの結果等を集合研修に活かせるよう集合研修企画責任者等に情報提供が可能であること。
- エ がん等の診療に関わる全ての医療従事者の受講が可能であること。

(ii) 集合研修については、次に掲げる形式・要件を満たすこととする。

- ア 実地に活かせる知識や技術、態度の習得を目的としてグループ演習、ロールプレイングによる演習を含めたワークショップを行うこと。
- イ ワークショップは、グループ演習は4名以上10名以下、ロールプレイングによる演習は2名以上4名以下のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。

③ 緩和ケア研修会の内容

(i) 緩和ケア研修会は、次に掲げる内容を含むものとする。

- ア 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケア（がんと診断された時からの緩和ケアについての説明を含む）
- イ 苦痛のスクリーニングと、その結果に応じた症状緩和及び専門的な緩和ケアへのつなぎ方
- ウ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした、疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法（医療用麻薬に関する誤解を踏まえた上で、多様化する医療用麻薬の使用上の注意点、副作用やその対策への説明、医療用麻薬の提供における多職種の役割、専門的な緩和ケア（緩和的放射線や神経ブロック等）への依頼の要点を含む）
- エ 呼吸困難等の身体的苦痛に対する緩和ケア（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和を含む）
- オ 消化器症状等の身体的苦痛に対する緩和ケア（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和を含む）
- カ 不安、抑うつ等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア
- キ せん妄等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア
- ク がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション（患者への悪い知らせの伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者の治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定を支援することを含む）
- ケ がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実践について
- コ 人生の最終段階における支援（アドバンス・ケア・プランニング、家族の悲嘆や介護体験等への理解、看取りのケア、遺族に対するグリーフケアも学ぶことを含む）

(ii) また、次に掲げる内容を学ぶことができるものとする。

- サ がん以外に対する緩和ケア

- シ 疼痛、呼吸困難、消化器症状以外に対する身体的苦痛に対する緩和ケア
- ス 不安、抑うつ、せん妄以外の精神心理的苦痛に対する緩和ケア
- セ 緩和的放射線治療や神経ブロック等の専門的な緩和ケア
- ソ 社会的苦痛に対する緩和ケア（就業や経済的負担等）

6 緩和ケア研修会の修了証書

(1) e-learning 修了証書の交付について

e-learning を修了したのちに、e-learning 管理責任者は、(様式1)に準拠した e-learning 修了証書を画面上に表示させる。当該修了者は、これを印刷することで修了の交付を受ける。集合研修の受講希望者は、集合研修の申し込みの際は、印刷した e-learning 修了証書を集合研修事務担当者へ送付しなければならない。集合研修事務担当者は、送付された e-learning 修了証書の交付日が集合研修の予定日から2年以内であることを確認しなければならない。

(2) 修了証書の交付について

緩和ケア研修会(e-learning 及び集合研修)を修了した医師・歯科医師に対して、(様式2)に準拠した修了証書を交付すること。

(3) 修了証書の発行手順等について

- ① 集合研修事務担当者は、集合研修開催の2か月前までに、(様式3)の確認依頼書、(様式4)の実施担当者一覧表及び(様式5)の集合研修進行表を、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
- ② 都道府県がん対策担当課は、確認依頼書及び関係書類から当該集合研修が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、集合研修の1か月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん・疾病対策課(以下「がん・疾病対策課」という。)まで提出すること。
- ③ 当該集合研修が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであることをがん・疾病対策課が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡すること。
- ④ 集合研修事務担当者は、集合研修の終了後速やかに、集合研修の修了の登録及びポストテストの結果を e-learning システムに入力すること。
- ⑤ 集合研修事務担当者は、集合研修の終了後速やかに、(様式6)の修了報告書及び(様式7)の集合研修修了者名簿を作成すること。また、医師・歯科医師においては e-learning 修了証書及び(様式2)に準拠した修了証書に、参加者の氏名、集合研修の名称等を記載し、集合研修主催責任者の印を押印した上で、それぞれ都道府県がん対策担当課を通じて、がん・疾病対策課まで提出をすること。がん・疾病対策課は、提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で集合研修主催責任者に返却すること。

7 その他

(1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等

都道府県は、都道府県健康対策推進事業実施要綱に基づくがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業を活用して、がん診療連携拠点病院が実施主体の集合研修の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の集合研修を支援することにより、がん等の診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保に努めること。また、当該都道府県内で開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん等の診療に携わる医師・歯科医師等（特にがん診療連携拠点病院・特定領域がん診療連携拠点病院・地域がん診療病院、当該病院と連携する医療機関等の医師・歯科医師等、及び緩和ケア病棟を有する病院の医師・歯科医師等）に広く周知されるように努めなければならない。

(2) 緩和ケア研修会の開催の促進

- ① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、集合研修企画責任者又は集合研修協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供を行うこと。
- ② 都道府県は、集合研修企画責任者を育成するため、厚生労働省委託事業である「緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会」又は「精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。

(3) 実績報告

都道府県は、がん・疾病対策課の求めがあった際は、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施した集合研修の修了者数その他の実績を同課に報告しなければならない。

(4) 緩和ケア研修の継続

緩和ケア研修会を修了した医療従事者は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を e-learning を利用するなどして継続的に修得していくよう努めることとする。

緩和ケア研修会標準プログラム

緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定めるとおりとする。

(1) e-learning について

e-learning を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこととする。必修科目に関しては、受講者全員が受けることとし、選択科目に関しては、受講者の学習ニーズに応じて選択可能とする。研修内容の順序については問わない。

(i) 必修科目

- ① 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケア（がんと診断された時からの緩和ケアについての説明を含む）
- ② 苦痛のスクリーニングと、その結果に応じた症状緩和及び専門的な緩和ケアへのつなぎ方
- ③ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法（医療用麻薬に関する誤解を踏まえた上で、多様化する医療用麻薬の使用上の注意点、副作用やその対策への説明、医療用麻薬の提供における多職種への役割、専門的な緩和ケア（緩和的放射線や神経ブロック等）への依頼の要点を含む）
- ④ 呼吸困難等の身体的苦痛に対する緩和ケア（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和を含む）
- ⑤ 消化器症状等の身体的苦痛に対する緩和ケア（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和を含む）
- ⑥ 不安、抑うつ等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア
- ⑦ せん妄等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア
- ⑧ がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション（患者への悪い知らせの伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者の治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定を支援することを含む）
- ⑨ がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について
- ⑩ 人生の最終段階における支援（アドバンス・ケア・プランニング、家族の悲嘆や介護体験等への理解、看取りのケア、遺族に対するグリーフケアも学ぶことを含む）

(ii) 選択科目（選択科目のうち、2項目以上を学習すること）

- ⑪ がん以外に対する緩和ケア
- ⑫ 疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩和ケア
- ⑬ 不安、抑うつ、せん妄以外の精神心理的苦痛に対する緩和ケア

- ⑭ 緩和的放射線治療や神経ブロック等の専門的な緩和ケア
- ⑮ 社会的苦痛に対する緩和ケア（就業や経済的負担等）

(2) 集合研修について

集合研修は、e-learning 修了後2年以内に受講することができる。集合研修を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含まなければならない。また、研修の順序については問わないが、2日以内に実施し、研修が効果的に行われるように配慮すること。

- ① e-learning で学習した内容の復習及び質問等：45分以上
- ② グループ演習による症例検討：180分以上
 - ア 身体的苦痛に対する症状緩和について（精神心理的苦痛、社会的苦痛への配慮を含む）
 - イ 地域連携について（療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアを含む）
- ③ ロールプレイングによる演習：90分以上
 - ア がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーションについて（患者への悪い知らせの伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者の治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定を支援することを含む）
- ④ がん体験者やケア提供者等からの講演、又は集合研修の実施主体や実施主体と連携する施設等において取り組まれているがん患者等への支援について：15分以上

e-learning 修了証書

(参加者の氏名)

(ID)

あなたは、厚生労働省が定める緩和ケア研修会（e-learning）の受講を修了したことを証します。

(選択科目)

平成 年 月 日

(e-learning 管理責任者名)

第 号

修了証書

(参加者の氏名)

あなたは、(集合研修の名称) を修了したことを証します。

平成 年 月 日

(主催者名) 印

(集合研修の名称) 主催者殿

本研修は「がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」
(平成 20 年 4 月 1 日付け健発第 0401016 号厚生労働省健康局長通知) にのっとり
のものであり、緩和ケア研修会を修了したものであると認めます。

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 (健康局長名) 印

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会（集合研修）として、「がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。なお、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

- 1 集合研修の名称：
- 2 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 3 開催日及び開催地
 - (1) 開催日：平成 年 月 日
(実質的な研修時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 4 集合研修の実施担当者
 - (1) 集合研修主催責任者数： 名
 - (2) 集合研修企画責任者数： 名
 - (3) 集合研修協力者数： 名
 - (4) 集合研修事務担当者数： 名
 - (5) 集合研修の実施担当者の所属、氏名、職種：様式4のとおり
- 5 参加者
 - (1) 予定参加者数： 名
 - (2) 参加者の要件：
 - (3) グループ演習におけるグループごとの人数： 名から 名まで
 - (4) ロールプレイングによる演習におけるグループごとの人数： 名から 名まで
- 6 集合研修進行表：(様式5)のとおり

集合研修実施担当者一覧表

実施担当者の 区分	氏名	所属	職種	指導者研修の 受講年度と種別
集合研修主催 責任者				
集合研修企画 責任者				
集合研修 協力者				
集合研修事務 担当者				

集合研修進行表

集合研修の名称：

プログラム

開始時間	終了時間	所要時間	内容	対応する開催指針 の項目番号	担当者

テストを含む 総集合研修時間	
-------------------	--

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(主催者名) 印

修了報告書

下記の医師について、「がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した緩和ケア研修会(集合研修)を修了したことを報告します。

記

- 1 集合研修の名称：
- 2 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 3 開催日及び開催地
 - (1) 開催日：平成 年 月 日
(実質的な研修時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 4 集合研修の実施担当者
 - (1) 集合研修主催責任者：
 - (2) 集合研修企画責任者：
 - (3) 集合研修事務担当者：
- 5 集合研修の修了者
 - (1) 修了者の人数： 名(医師・歯科医師 名、それ以外の職種 名)
 - (2) 氏名、医籍登録番号、所属、所属科、職種：(様式7)のとおり

